

# 県立聴覚障害者センターの指定管理候補者の選定について

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

## 1 施設の概要

施設の名称	県立聴覚障害者センター		
所在地	宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号		
設置年月日	平成7年4月1日	供用開始年月日	平成7年4月1日
設置目的	身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち聴覚障害者情報提供施設		
施設概要	敷地面積：2,296㎡ 主な施設 消費生活センター2階（県立聴覚障害者センター） 床面積：815㎡		
主な施設利用状況	県民利用実績 令和2年度 2,403人 令和3年度 2,099人 令和4年度 4,332人		
現在の管理運営方法	（社福）宮崎県聴覚障害者協会が指定管理者として管理運営を行っている。		

## 2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和5年7月3日～令和5年9月4日
指定管理者が行う業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立聴覚障害者センターの利用に関する業務</li><li>・ 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務</li><li>・ 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運營業務</li><li>・ 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務</li><li>・ 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務</li><li>・ 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務</li><li>・ 聴覚障がい者等に対する相談業務</li><li>・ その他知事が必要と認める業務</li></ul>
施設の管理運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立聴覚障害者センターの設置目的に沿った効率的で効果的な管理運営を行うこと。</li></ul>

指定管理者の 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の平等な利用が確保されること</li> <li>・公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画であること</li> <li>・経費の縮減等を図ること</li> <li>・事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有すること</li> <li>・地域への貢献等を図ること</li> </ul>
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
指定管理料基準価格 （上限額）	年額27,335千円（5年間で136,675千円）

### 3 審査方法等

審査の流れ	(書類審査) ・提出された申請書等について、県が募集要領に示した資格要件の適否を審査する。											
	(指定管理候補者選定委員会による審査) ・外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会を開催する。選定委員会では、書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施する。											
	(指定管理候補者選定会議による確認) ・県の施設所管部局等で構成する指定管理候補者選定会議を開催する。選定会議では、指定管理候補者選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行う。											
	※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。											
指定管理候補者 選定委員会 委員	<table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>川崎 順子（九州保健福祉大学教授）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委員</td> <td>糸山 秀彦（税理士）</td> </tr> <tr> <td>川瀬 史子（視覚障害者センター点訳音訳友の会会長）</td> </tr> <tr> <td>押川 恵子（宮崎県盲ろう者友の会事務局長）</td> </tr> <tr> <td>坂本 雅樹（宮崎県社会福祉協議会事務局長）</td> </tr> </table>	委員長	川崎 順子（九州保健福祉大学教授）	委員	糸山 秀彦（税理士）	川瀬 史子（視覚障害者センター点訳音訳友の会会長）	押川 恵子（宮崎県盲ろう者友の会事務局長）	坂本 雅樹（宮崎県社会福祉協議会事務局長）				
委員長	川崎 順子（九州保健福祉大学教授）											
委員	糸山 秀彦（税理士）											
	川瀬 史子（視覚障害者センター点訳音訳友の会会長）											
	押川 恵子（宮崎県盲ろう者友の会事務局長）											
	坂本 雅樹（宮崎県社会福祉協議会事務局長）											
指定管理候補者 選定会議 委員	<table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>福祉保健部長</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>福祉保健部次長（福祉担当）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委員</td> <td>こども政策局長</td> </tr> <tr> <td>福祉保健課長</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課長</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事課行政改革推進室長</td> </tr> </table>	議長	福祉保健部長	副議長	福祉保健部次長（福祉担当）	委員	こども政策局長	福祉保健課長	障がい福祉課長	こども家庭課長		人事課行政改革推進室長
議長	福祉保健部長											
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）											
委員	こども政策局長											
	福祉保健課長											
	障がい福祉課長											
	こども家庭課長											
	人事課行政改革推進室長											

審査項目・配点	選定基準	審査項目	配点
	①施設利用者の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
		県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
		平等な利用の確保に関する提案	
	②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
		利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案	
		施設の設置目的の理解と課題の認識	
		指定管理者の業務に対する意欲	
		施設の維持管理の適格性	
	③経費の縮減等	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	10
指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額			
業務遂行のための適切な経費の積算			
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	40	
	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）		
	職員の能力育成（研修体制）		
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性		
	過去の類似施設等の運営実績、評価		
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性		
⑤地域への貢献等	個人情報保護、情報公開への対応	10	
	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応		
	環境保全、環境に配慮した施設管理		
合計	育児休業制度、介護休暇などの配慮	100	
	障がい者の就労支援への対応		

#### 4 審査結果等

<p>申請者（応募者）</p>	<p>社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会（宮崎市）</p>	
<p>審査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類審査を行った結果、申請者は資格要件を満たしていると認められた。</li> <li>・指定管理候補者選定委員会を令和5年9月25日に開催し、書類審査を通過した者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行った。          審査結果は次のとおり。          402点（社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会）          ※ 最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。</li> <li>・指定管理候補者選定会議を令和5年10月4日に開催し、選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行った。           選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。          78点（社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会）          ※ 最低基準点（100満点の6割（60点））以上である。</li> </ul>	
<p>選定結果</p>	<p>指定管理候補者</p>	<p>社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会（宮崎市）</p>
	<p>選定理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。</li> <li>・県立聴覚障害者センターの役割を正しく認識するとともに、これまでの管理実績や収支計画書等の内容から十分な管理運営能力を有していると認められること。</li> <li>・事業計画において、施設利用上有効な次のような優れた提案がなされていること。          &lt;優れた提案内容&gt;</li> <li>・多様化する利用者ニーズの把握に努め、聴覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。</li> <li>・ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動によりサービスの周知及び利用の拡大を図る。</li> </ul>